

令和2年2月5日

職員の懲戒処分等について

地方公務員法等に基づき、職員の懲戒処分等を行いましたので、下記のとおり公表します。

1 処分対象者及び処分内容

所属	補職	年齢	性別	処分内容	処分理由	事案の概要
教育委員会	臨時職員	20	男	懲戒解雇	多治見市臨時職員の雇用及び労働条件等に関する規則第19条第1項第4号	本市調理場に勤務する臨時職員が、勤務先の更衣室ロッカーから複数回に渡り他の職員の金銭を窃盗した。

2 処分年月日

令和2年2月5日